

【図1】

子育て支援手当法	
<ul style="list-style-type: none"> 子育てに係る経済的負担を軽減するため児童を養育している者等に対し子育て支援手当を支給すること等により、<u>子育て家庭における生活の安定に寄与</u> 子育て支援手当 	
	児童手当(現行制度の大幅拡充) <ul style="list-style-type: none"> <u>児童を養育している家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資するため 18 歳未満の子を養育する父母等に対し支給</u>
	子育て継続手当(新規創設) <ul style="list-style-type: none"> 18 歳以上 23 歳未満の子であってその所得の額が政令で定める額以下のものの生計を維持する父母等に対し支給 子の所得が政令で定める額以下であること(所得がある場合を除く趣旨)

【図2】

			障害者控除
		障害者控除	扶養控除
扶養控除 (23 歳未満)	扶養控除 (23 歳以上 70 歳未満)	扶養控除 (70 歳未満 の障害者)	(老人扶養 親族、70 歳以上)
(廃止)	(当分の間存続)	(存続)	(存続)

【図3】

年月	98/12	99/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	00/1	2
税率引き下げ		税率引き下げによる負担減													
扶養控除縮小														控除縮小	
児童手当拡充														改正後手当→	支給